

富山県産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条～第16条（略）</p> <p>（県外産業廃棄物搬入の事前協議）</p> <p>第17条 県外排出事業者は、産業廃棄物を搬入しようとするときは、排出事業場ごとに、あらかじめ、知事に協議するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第18条～第20条 （略）</p> <p>（処分計画書の提出）</p> <p>第22条 県外産業廃棄物を処分しようとする処理業者（次条第2項において「処分業者」という。）は、毎年2月28日までに、その翌年度に処分しようとする県外産業廃棄物の種類ごとの量その他知事が定める事項を記載した県外産業廃棄物処分計画書</p>	<p>第1条～第16条（略）</p> <p>（県外産業廃棄物搬入の事前協議）</p> <p>第17条 県外排出事業者は、産業廃棄物を搬入しようとするときは、排出事業場ごとに、あらかじめ、知事に協議するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) ・(2)（略）</p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に規定する産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合する旨の認定を受けた産業廃棄物処分業者の処分場に処分又は再生をするために産業廃棄物を搬入する場合であって、搬入先ごとの搬入計画量（搬入しようとする産業廃棄物の年度ごとの計画量をいう。）が100トン未満である場合</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p>第18条～第20条 （略）</p> <p>（処分計画書の提出）</p> <p>第22条 県外産業廃棄物を処分しようとする処理業者（<u>次条</u>において「処分業者」という。）は、毎年2月28日までに、その翌年度に処分しようとする県外産業廃棄物の種類ごとの量その他知事が定める事項を記載した県外産業廃棄物処分計画書を知事</p>	<p>優良認定業者への搬入の場合、事前協議の対象を限定するもの。</p>

